

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
先まで	入間郡三芳町大字上富字吉拓四 一一番一〇地先から同郡同町大 字北永井字中ノ原三五二番一 地	区 間
一二・〇六 三〇・六五	一〇・〇九 一二・二五	敷地の幅員 (メートル)
四〇六・〇二		延長 (メートル)
る。	交差点改良事業によ	備考